

<全がん種患者会「ひょうたん」・会則>

第一条（名称）本会の名称は「ひょうたん」とする。

第二条（目的）本会は、全がん種に闘病するがん患者およびその家族（遺族）間が
①同病の患者同士等の交流を通して、お互いに助け合うこと
②勉強会などを通じて、必要な医療知識を学ぶこと
③会員相互の親睦を図り、仲間意識を共有することを目的とする。

第三条（理念・使命）同病の患者同士等による相互扶助と自助努力

第四条（会員の資格）治療を受けた医療機関の如何を問わず、全がん種患者および家族（遺族）ならば、会員となる資格を有する。ただし、政治的思想・宗教勧誘・商品販売など、会の目的にそぐわない目的のために入会を希望する者および当該行為をなす会員は、会員となることが出来ない。

第五条（活動）会の目的を遂行するために、次のような活動に努める。

- ①会員同士の情報交換（近況報告、体験談披露、医療情報の提供など）
- ②ピアサポートの推進（先輩患者等から後輩患者等へのアドバイス・相談支援）
- ③会員同士の親睦を深めるための交流会
- ④がんに関する勉強会
- ⑤自発的研究（他の患者会等の見学・交流など）
- ⑥その他

第六条（活動場所）若草第一病院内とする。但し、必要ならば他所を選ぶこともできる。

第七条（世話人）会を潤滑に運営するために、若干名の世話人を置く。任期は原則2年とし、再任を拒まない。

第八条（代表者）世話人の中から代表者1名を選出し、会長とする。

第九条（役職者）会は必要に応じて、副会長、顧問、アドバイザー等を置くことができる。

第十条（会費）会員は第二条の目的に賛同し、入会申込書を提出し、年会費1,000円を納入する。

第十二条（運営委員会）会の運営のために世話人で構成する運営委員会を設ける。会則・運営規約の改定、会計報告の承認、会の解散の決議等は運営委員会にて行う。

第十三条（総会）代表者は、会員からの要望があるときは、会員による総会を招集し、出席者の過半数の意思に基づいて決議する。

第十四条（年度）世話人の任期および会計年度は、当該年の4月1日から翌年の3月末までとする。

第十五条（退会）本人または家族は、長期にわたり会への参加が不可能となった場合は、世話人に退会を申し出るものとする。本人死亡の場合も同様とする。

第十六条（運営規約）会の円滑な運営のために別途運営規約を設ける

付則1. 第二条の適応範囲を院内・院外を問わず、あらゆる疾患を超えて闘病する患者およびその家族

（遺族）・或は、仲間達に拡大することとする。

2. 会員は会内部において営利の目的の為の活動をしてはならない。
3. 会員は普及のための宗教・或いは政治的な活動をしてはならない。
4. 会員はお互いのプライバシーを尊重し、会内外部に対して誹謗中傷をしてはならない。
5. セクシャル・ハラスメントと判断される行為があった場合。
6. 付則2・3・4・5に違反する行為があった場合は退会とするものとする。
7. 会員は退会後、この会で知りえた個人情報は他言してはならない。（秘密漏えいの厳守）